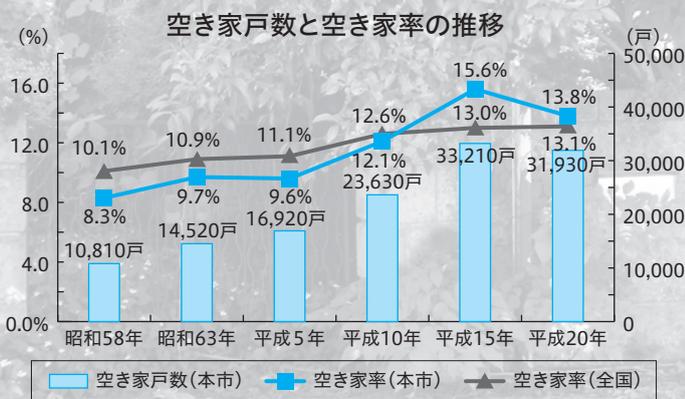


7月から空き家・空き地の適正な管理が義務化されます

宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例

Q&A (質問と答え)



▲総務省統計局 住宅・土地統計調査より作成

近年、空き家や空き地が適正に管理されず、建物の一部が敷地外に崩れ落ちたり、生い茂った草木が隣地にはみ出したりするなどの生活環境を害する問題が増えています。そこで、市では、7月1日から「空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を施行し、所有者などに適正な管理を義務付けるとともに、地域の皆さんのご協力もいただきながら、問題の解消に取り組みます。

税・産業・雇用

管理は所有者などの責任です

空き家や空き地が管理されることが原因で、他人に損害を与えてしまった場合には、所有者などが損害賠償などの責任を負うことになります。

定期的な管理を心掛けましょう。

Q 7月から何が変わるのか？

A1 空き家や空き地の管理を義務付けます。空き家や空き地の、所有者などの管理責任を明らかにします。適正に管理されない場合、市は所有者などに対して、指導に加え、危険な状態には改善命令を行うことができます。

A2 改善命令に従わないと罰則等を科します。正当な理由がなく、改善命令に従わない場合には、氏名などを公表する他、5万円以下の過料を納付してもらいます。

A3 市により危険箇所を

修繕・除却などができなくなる可能性があります。緊急時などのやむを得ない場合に限り、危険箇所を修繕・除却するなど、市が、危険を回避することができるようになります。この措置に要した費用は、所有者などから徴収します。

Q どのような状態が対象となるのか？

A 「空き家が老朽化しトタン屋根が飛び散った状態」や「空き家の草木が生い茂り、道路や隣地にはみ出した状態」といった、適正に管理されない空き家や空き地が、周辺住民の皆さんに迷惑を及ぼしている状態であると市が認めた場合に、指導などを行う対象となります。

所有者や地域の取り組みなどを支援します

空き家や空き地の問題の解消のため、市では、所有者などからの相談に応じるとともに、地域の皆さんによる自主的な草刈りや調査など、空き家等対策の活動を支援します。

■ 空き家や空き地についての問合せ・ご相談 空き家に関すること＝生活安心課 ☎(632)2266、空き地に関すること＝環境保全課 ☎(632)2405へ。

◎ この特集についての問合せは、生活安心課 ☎(632)2266へ。